

改正案

現行

<p>第二条 1～5 (略)</p> <p>6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。</p> <p>一 航空機局又は航空機地球局相互間において使用するものであつて次に掲げるいずれかのもの</p> <p>イ 同一の電波の型式、周波数及び空中線電力により使用する同一型式の送信装置若しくは受信装置又は同一型式の附属装置であつて総務大臣が別に告示するもの</p> <p>ロ 検定期則による同一の型式検定に合格した機器(外国において、検定期則で定める型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。)の装置(航空機局相互間で使用する場合に限る。)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>七～九 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第二号の二第4 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定移動局及び無線測位局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)</p> <p>様式 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 4の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局(ラジオ・ブイの無線局を除く。)及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図</p>	<p>第二条 1～5 (略)</p> <p>6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。</p> <p>一 航空機局又は航空機地球局相互間において、同一の電波の型式、周波数及び空中線電力により使用する同一型式の送信装置若しくは受信装置又は同一型式の附属装置であつて総務大臣が別に告示するもの</p> <p>二～三 (略)</p> <p>七～九 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第二号の二第4 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定移動局及び無線測位局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)</p> <p>様式 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 4の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局(ラジオ・ブイの無線局を除く。)及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図</p>
--	---

を添付すること。ただし、設備規則第四十五条の十二の六第四号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。

7～30 (略)
(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

を添付すること。

7～30 (略)
(略)

○登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を改正する省令案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備</p>	<p>別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備</p>
<p>一（略） 二 電気的特性の点検</p>	<p>一（略） 二 電気的特性の点検</p>
<p>無線局の種別及び無線設備名</p>	<p>無線局の種別及び無線設備名</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>その他の無線局</p> <p>一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 送信パルス特性 六 隣接チャンネル漏えい電力 七 変調特性 八 受信感度 九 選択度</p>	<p>その他の無線局</p> <p>一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 隣接チャンネル漏えい電力 六 変調特性 七 受信感度 八 選択度</p>
<p>備考</p> <p>・ 五については、設備規則第四十五条の十二の六第四号に掲げる無線設備の無線局に限る。 ・ 七、八及び九については、海岸局（八及び九を除く）、航空局、無線航行陸上局及び無線標識局に限る。</p>	<p>備考</p> <p>・ 六、七及び八については、海岸局（七及び八を除く）、航空局、無線航行陸上局及び無線標識局に限る。</p>
<p>注1～3（略） 三（略） 附則 この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>注1～3（略） 三（略）</p>